

令和 2 年度

第 6 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 2 年 8 月 5 日 (水) 午後 1 時 30 分～

場所 庄原市ふれあいセンター1階 コパリホール

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画(9 月 1 日公告)の決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 庄原市農業委員会規則の一部改正について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄		○
3	原田 實夫	○		15	柳生 卓三	○	
4	堀江 唯雄	○		16	高坂 勝博	○	
5	木村 英宗	○		17	金本 篤子	○	
6	三吉 和宏	○		18	前田 憲二	○	
7	増谷 克則	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達		○	24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	日野原 祥二		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

事務局長	ただ今より令和2年度第6回庄原市農業委員会総会を開催いたします。 本日は1番入田委員、12番竹森委員、14番藤原委員から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。
事務局長	それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。4番堀江委員さん、5番木村委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号13・14の2件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。
5番木村委員	受付番号13番について、予定耕作面積が14650㎡で、農業従事状況が60日と短いですが、すべて本人がするわけではなく、営農集団で行うからこの日数となっているのか。
7番増谷委員	大型機械での作業は営農集団でやられて、本人は主に田んぼの水草管理を行っている。
議長	他に何かございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号13・14の2件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)

議長	<p>それでは、受付番号 13・14 について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして議案第 2 号「農用地利用集積計画(9 月 1 日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 2 年 7 月期の申し込み分については、別冊「令和 2 年 9 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定の一般分のみとなっております。</p> <p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>それでは、ここでご意見・ご質疑を受け付けます。</p> <p>何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案の通り決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 11・12 の 2 件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 11</p> <p>位置等：説明資料の 2・3 ページに記載</p> <p>転用事由：宅地への進入路</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p>

<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の用途区域で農振農用地区域からの除外不要</p> <p>(説明 以下 概要) 受付番号 12 位置等：説明資料の 4・5 ページに記載 転用事由：宅地 資金計画：全額借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域内に含まれていないため除外不要</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。皆様の方からご質疑・ご意見等はございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号 11 について、申請地は宅地への進入路となっているが、どのようなルートを通っているのか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料右側の市道から雑種地と記載されている箇所を通るルートを使っていると聞いています。 今回 1791 番 2 の部分が狭いため、1791 番 1 から必要な部分のみ分筆をされて、1791 番 4 を進入路として転用したいということで、申請されております。</p>
<p>議長</p>	<p>雑種地の部分は舗装がされているのか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>1789 番 3 は宅地の下側ということで、コンクリート舗装がされています。また、その右側の雑種地もコンクリート舗装がされています。 現在 1791 番 2 はアスファルト舗装になっています。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご質問等はありませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 11・12 の 2 件を一括で採決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p>

議長	<p>(なしという声)</p> <p>それでは、受付番号 11・12 について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 13 から 16 の 4 件について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>受付番号 13</p> <p>位置等：説明資料 2・6 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 48 年の家屋新築時に埋め立てにより庭に形状変更した。</p> <p>現地確認：松やサツキ等の庭木が植栽され、隣接する宅地と一体的に庭として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 14</p> <p>位置等：説明資料 2・7 ページに記載</p> <p>潰廃事由：国土調査が行われた昭和 46 年には、隣接する 1065 番 1 の宅地と一体利用され、敷地全体に数棟の建物が建っていた。</p> <p>国土調査時に畑部分が確認できず筆界未定地となっている。現在、建物はすべて取り壊されており、駐車場として利用している。</p> <p>現地確認：法務局の不動産登記法第 14 条地図の地積図に、1065 番 1(宅地 447.13 m²)+1067 番 1(畑 6.61 m²)と併記され、黒枠で囲った中に二つの地番が混在する状況になっている。</p> <p>申請者曰く、当時は 7 ページの図の矢印が指す部分に農地があった。</p> <p>現在は、隣接地の塀と 4 階建てビルの間位置する細長い土地で農地としての現況は認められなかった。また、黒枠の範囲内にはどこにも農地が認められず、非農地と確認。</p>
事務局員 (口和出張所)	<p>受付番号 15</p> <p>位置等：説明資料 8・9 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 61 年 7 月に申請者の父が自己所有の宅地を新築し、現在まで建物として利用している。無断転用に対する顛末書が添付されている。</p> <p>現地確認：家が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号 16</p> <p>位置等：説明資料 10・11 ページに記載</p>

	<p>潰廃事由：昭和 47 年に国道 432 号道路開業工事時に盛土を行い、国道と田面を平らにした。その後 676 番 7 は簡易な小屋を建築し、679 番 3 はそのまま耕作せず、原野化した。 現地確認：申請地は雑種地、原野化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 ここで、皆様のご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。</p>
5 番木村委員	<p>受付番号 14 について、黒枠で囲われた部分とその中の黒く塗りつぶされた部分との関係の説明をお願いしたい。</p>
事務局員 (本庁)	<p>こちらの地番は筆界未定地として、1065 番 1 と 1067 番 1 の二つが混在しており、1065 番 1 は宅地 447.13 m²、1067 番 1 は畑 6.61 m² という形で登記簿が存在しています。 黒枠の部分のどこか分からないというのが今回の申請ですが、申請者の方に立会をしていただいて、当時どのような様子だったか聞かせていただきながら、黒枠の範囲内の探索を行いました。 申請者の方に黒く塗りつぶされた部分は当時農地だったと証言をいただき、現地を確認いたしました。申請地は現在、塀と建物の上に位置する細長い土地となっており、農地ではないという確認をしました。 また、黒枠内全体を見ても農地はありませんでした。</p>
5 番木村委員	<p>黒線の申請地以外の残りの部分は何になっているのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>昔は建物が建っていましたが、今は砂利が敷いてある駐車場となっています。</p>
議長	<p>1067 番 4 の地目は分かるか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>地目は調べておりませんが、現況は水路が通っていました。</p>
議長	<p>皆様から何かございますか。 (なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p>

	<p>「非農地証明申請について」受付番号 13 から 16 の 4 件を一括で採決したいと思います が、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号 13 から 16 について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を 求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして議案第 5 号「庄原市農業委員会規則の一部改正について」を上程いたします。 事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>庄原市農業委員会規則第 6 条第 2 項第 2 号について、現在は「庄原、西城、東城、口和、 高野、比和、総領の地区代表者各 1 名」を選出することになっていますが、これを「庄原、 東城の地区代表者 2 名、西城、口和、高野、比和、総領の地区代表者各 1 名」に改めたい と思います。</p> <p>提案理由といたしましては、地区の広範な庄原、東城地区について役員の増員を行い、役 員会運営に地域状況をより反映させるため改正を行うものです。</p>
議長	<p>改正案になると庄原地区から 2 名、総領地区から 1 名になりますが、今までは庄原・総領 地区から選んでいたと思います。</p>
2 番植木委員	<p>現行の規約では総領から 1 名出すことになっているが、実際は庄原と兼任の形になってい た。</p> <p>どうしても総領から地区代表を出すことが必要というのなら、今は農業委員がおらず、推 進委員しかいないのでどうしていか考える必要があると思う。</p>
議長	<p>今改正案は、庄原地区から 2 名、総領地区から 1 名となっているが、庄原・総領地区から 2 名の方がいいのではないかと思います、どうでしょうか。</p>
7 番増谷委員	<p>別段庄原・総領と書かなくても、慣習として庄原地区に総領が入っているなら庄原地区か らとするだけでいいのではないか。</p>
6 番三吉委員	<p>原則は総領という言葉が第 2 号から消すべきではないと思う。農業委員はかつて小選挙区 から選ばれていたが、総領は選出するのに必要な農地面積がなかったため、庄原と合わせ て小選挙区を行っていた。</p>

	<p>一方、今は選挙ではなく市長の任命、議会の承認という形で、大選挙区となっている。この流れを踏まえて考えると総領という言葉を残した方がいいと思う。</p> <p>皆さんの判断の中で、改正案のままの記載で今は総領がないがもしいたら1名出すという解釈をするか、昔の小選挙区と同じように考えて庄原(総領を含む)という言葉に変えるか、の二つの記載方法のどちらを選ぶかではないか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>色々と意見が出ているので、整理をして提案したいと思います。現状は総領まで含めて各1名となっているのを、案では庄原と東城は2名で総領は1名となっています。</p> <p>現状として総領は農業委員さんがいらっしゃらないので、役員さんの話し合いの中では旧庄原の委員さんが総領も含めて立場を検討されていました。</p> <p>先ほど三吉委員さんからありましたように選挙区が当初庄原と一緒にだったので混乱しているところもあると思いますが、「庄原(総領を含む)」という表記にして改めさせていただければいいのではないかと思います。</p>
<p>5 番木村委員</p>	<p>地域の実情を話す以上、地域の者が出て話すべきであって、現在のまま総領について庄原地区の委員が話すのはどうかと思う。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>24 番名越委員</p>	<p>私は今の案のままでいいと思う。総領地区から農業委員が出られた時には地区代表として役員会に1名参加してもらうことに問題はないのでは。</p>
<p>議長</p>	<p>これは農業委員会規則なので農業委員も農地最適化推進委員も含みます。</p> <p>庄原市農業委員会規則は今まで推進委員さんを入れない前提でやってきておりました。今回、改正案ということで皆さんにご協議をさせていただいて整理をしたいと思っています。もし、総領から1名という文言にするのであれば、推進委員さんから1名出していただくことになります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>庄原市農業委員会規則は「農業委員会等に関する法律」が改正されたときに一切変えておりませんので、農業委員を対象として作られた規則です。</p> <p>いま議論になっている各地区からの代表委員は、元々は農業委員さんしかいなかったのが農業委員さんから出ていました。</p> <p>法律が変わって推進委員ができて、前回までは農業委員さんから代表を出してもらい、総領は農業委員さんがおられなかったので代表は出しておりません。</p> <p>推進委員を含めての話というのは議論がされておらず、規則そのものについて改めて考える必要があります。</p>

議長	<p>どういった形で代表の委員さんを出していくのかを少し時間をいただいて整理をさせていただきたいと思います。</p> <p>皆さん、今の提案でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしという声)</p>
議長	<p>ありがとうございます。もう少し調べさせてください。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>それでは、会長報告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17日の広島県農業会議常任委員会 ・ 22日の「ウーマンネット広島」の関係で江田島市へ ・ 4日の「ウーマンネット広島」の役員会 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>会長報告は以上です。それでは、「その他」について事務局からお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(農地係長が、その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回役員会の内容について ・ 農地利用最適化推進委員の辞令交付及び研修会について ・ 積立金について ・ 広報委員会について ・ 今後の日程について <p>報告を行った。</p>
議長	<p>何か皆様の方からございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、令和2年度第6回総会を終了させていただきます。(午後3時5分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年8月5日

議 長
(道下 和子) _____

4 番委員
(堀江 唯雄) _____

5 番委員
(木村 英宗) _____